

国際経済秩序をめぐる法動態

——企画趣旨及び解題

寺谷広司・伊藤一頼

1

国際経済法は、現在、いかなる状況にあるのだろうか。社会のグローバル化を最も顕著に示す領域の一つであるこの法分野では、世界情勢を反映しつつ、言わば分裂と統合の2つのベクトルが複数の次元で交錯し、同時に、主権国家の相対化や複数の新しい経済現象のために単純な対立枠組みでは事態を把握しがたくなっている。

一方で、冷戦後に新自由主義的な経済秩序が普遍化し、それに伴ってWTOを中心とする国際経済条約体制が制度化・司法化の動きの中で著しく発展してきた。人・物・情報等が容易に国境を越え、世界的な一体化をもたらし、代表的には立憲主義論のような統合を志向する議論が勢いをもった。他方、この10年ほどの間に、「地政学」的因素を背景にそうした自由主義的な経済秩序に深刻な動搖が生じている。リベラルな多数国間（グローバル）経済秩序は、相手国がどこであるかにかかわらず平等な扱いをすること（無差別原則）によって支えられていたが、近年の各国の国際経済政策では明確に「味方」と「敵」を分ける発想が強まり、例えば安全保障的な観点から国家が国際経済活動に介入する傾向が増大している。こうした危機は当のWTOという組織本体にまで及んでいる。

また、分裂／統合関係は国家単位でのみ起きているわけではないことは特に強調されるべきだろう。経済にとって不可欠な企業という非国家主体の益々の増大や、それを繋ぐサプライチェーンの構築、更に関係する株主、消費者や労働者等の争点化は経済的情景を一新している。古くからの「南北問題」が根強く残る一方で、グローバル化を受けて生じた一国内部での勝者・敗者の格差の拡

大は普遍的現象であり、今や喫緊の課題である。これらのことは国家間関係を中心に構想されてきた国際法の意義と限界に関わり、また、既存システムや代替システムをどう評価するのか、その正統性をどう考えるかといった議論を惹起している。

本企画は、上記の変容を受け止めつつ、国際経済秩序一般に関わる法の動態を考察すること目的とする。狭く「国際経済法」として対象化してきた個別の制度や内容はもちろんのこと、それだけでは足らず、経済秩序の基盤となる考え方にも踏み込み、また、対象としても人権や環境など複数の関連分野をも射程に収める。

2

(1) 前半の4本の論考は、国際経済秩序の中心であるWTO体制により特化した内容を扱う。

松下論文が対象とするのは、古くから国家の存在理由とされ、それ故に国家の主権性が最も發揮される国家安全保障に関わっている。ここには、国家主権と自由貿易体制という古典的な緊張関係を見出せる。本論考は実に時宜を得た主題を関連法・判例等に広く触れつつ丁寧に論じ、のみならず、国家安全保障例外を厳格に限定することを主張して、国際経済法の目指すべき自由貿易体制擁護の方向性を骨太に論じている。

国際経済秩序における緊張関係は、川瀬論文が対象とするWTOが現在抱える組織的な危機で一層明確に看取されよう。今年12月には、実質的に新規上訴案件の審理が不可能となるというWTO存続の危機にあって、本稿は主要論点における改革案や上級委員会正常化までの暫定的代替策を手際よく整理・分析しつつ的確に評価を加える。WTOが担ってきた多角的貿易体制の擁護は松下